

均等論：国際比較と今後の展望

— マキサカルシトール事件大合議判決を契機として —



会員 佃 誠玄

要 約

本件発明の作用効果は明細書記載に基づいて認定するのが日本以外の主要国に共通の傾向である。明細書記載に必ずしも基づかない特許権者の主張を参酌した大合議判決はこれと一線を画している。イ号に進歩性がある場合の均等侵害の成否については、日本を含む主要国では明確な傾向は見られなかった。出願人による明細書作成時のミスが救済されるかについては、大合議判決が肯定的である一方で、米国、英国では否定的であり、ドイツ、中国では特段の傾向は確認できなかった。補正（訂正）で削除された部分にイ号が包含されても常に均等侵害が否定されない点、および、明細書に記載されクレームには含まれない構成に均等侵害が成立しない点は、日本を含む主要国共通の傾向であった。明細書作成時には、(1)本件発明の作用効果を限定的に記載しないこと、(2)補正により独立クレームの範囲外になる可能性のある構成についてはなるべく記載しないこと、等が有効と考えられる。

目次

1. はじめに
2. 本質的部分，作用効果を認定するに当たり，明細書に記載のない主張を参酌すべきか？（第1 / 2 要件）
 - 2-1. 大合議判決抜粋
 - 2-2. 国際比較
 - 2-3. 考察
 - 2-4. 実務へのフィードバック
3. イ号における相違部分に進歩性が認められることを理由に，常に均等侵害が否定されるか？（第3 要件）
 - 3-1. 大合議判決抜粋
 - 3-2. 国際比較
 - 3-3. 考察
 - 3-4. 実務へのフィードバック
4. 出願時に記載可能であった構成を記載しなかった出願人のミスは救われるべきか？（第5 要件）
 - 4-1. 大合議判決抜粋
 - 4-2. 国際比較
 - 4-3. 考察
 - 4-4. 実務へのフィードバック
5. 減縮補正（訂正）で削除された部分にイ号が包含される場合，常に均等侵害が否定されるか？（第5 要件）
 - 5-1. 大合議判決抜粋
 - 5-2. 国際比較
 - 5-3. 考察
 - 5-4. 実務へのフィードバック
6. 明細書に記載されているがクレームには含まれない構成に均等侵害は成立するか？（第5 要件）
 - 6-1. 大合議判決抜粋
 - 6-2. 国際比較
 - 6-3. 考察
 - 6-4. 実務へのフィードバック

7. まとめ
8. 謝辞

1. はじめに

2016年3月25日，知財高裁により，均等侵害を認容する大合議判決が下された⁽¹⁾。知財高裁が均等論について初めて大合議により判断した事案であり，大きな注目を集めた。本稿では，上記大合議判決を契機として，いくつかの論点について，裁判例等から導かれる主要国の均等侵害判断基準を対比しつつ，均等論の現状と今後の展望について考察する。

2. 本質的部分，作用効果を認定するに当たり，明細書に記載のない主張を参酌すべきか？（第1 / 2 要件）

2-1. 大合議判決抜粋

本質的部分とは，当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち，従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分である…本質的部分は，特許請求の範囲及び明細書の記載に基づいて，特許発明の課題及び解決手段…とその効果…を把握した上で，特許

発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が何であるかを確定することによって認定される… (p.50)

特許発明の本質的部分は、…①従来技術と比較して特許発明の貢献の程度が大きいと評価される場合には、特許請求の範囲の記載の一部について、これを上位概念化したものとして認定され (…訂正発明はそのような例である。)、②従来技術と比較して特許発明の貢献の程度がそれ程大きくないと評価される場合には、特許請求の範囲の記載とほぼ同義のものとして認定される… (p.50)

訂正発明は、従来技術にはない新規な製造ルートによりその対象とする目的物質を製造することを可能とするものであり、従来技術に対する貢献の程度は大きい。…甲1公報記載の最初のマキサカルシトールの製造方法は、操作が煩雑で、目的物質の収率が低く、また分離精製が容易でない等の欠点があった…マキサカルシトールの物質特許を有していた被控訴人においても、訂正発明によって、初めてマキサカルシトールの工業的な生産が可能となった…(乙14, 弁論の全趣旨)。(p.61-62)

訂正明細書には、…乙46公報記載の発明について「上記方法は、ステロイド基の側鎖にエーテル結合及びエポキシ基を導入するのに一工程より多くの工程を必要とし、従って所望の化合物の収率が低くなる。」との記載がある(…)。しかし、同記載は、訂正明細書に従来技術として挙げられている複数の発明のうち一つのみについての記載である上、エーテル結合によるエポキシ基の導入という特定の側鎖導入の工程につい

て意図するものであり、これらの工程を含めた方法全体の工程数のことを意図するものではないし、そもそも乙46公報記載の方法は、マキサカルシトールの側鎖を導入する製造方法でもないから、これをもって、従来技術に比して、シス体を出発物質とした場合のマキサカルシトールの側鎖の導入工程を短縮したことが訂正発明の作用効果であるということとはできない。…訂正発明は、ステロイド環構造をビタミンD構造へ転換する工程をも包含しており、特に転換工程の有無を含めた全工程数の違い(少なさ)を、従来技術との違いとして認識しているわけではないことからすれば、訂正発明の作用効果を、従来技術に比して、マキサカルシトール等の目的物質を製造する総工程数を短縮できることと認定…できない。(p.69-70)

2-2. 国際比較

[日本] 本論点についてボールスプライン最高裁判決は特段の言及をしていない。

大合議の事案では、本件発明⁽²⁾(請求項13)はシス体のビタミンD構造を出発物質として、シス体のマキサカルシトールを得る方法であるが、イ号方法はトランス体のビタミンD構造を出発物質として、シス体のマキサカルシトールを得ているところ、均等侵害が認められた(図1)。

大合議判決は、分離精製が容易でない、大量合成に不利、初めてマキサカルシトールの工業的な生産が可能となった等、明細書に明示の記載がない課題や作用効果に言及し、明細書にある唯一の課題の記載(工程数および化合物の収率)については「従来技術として

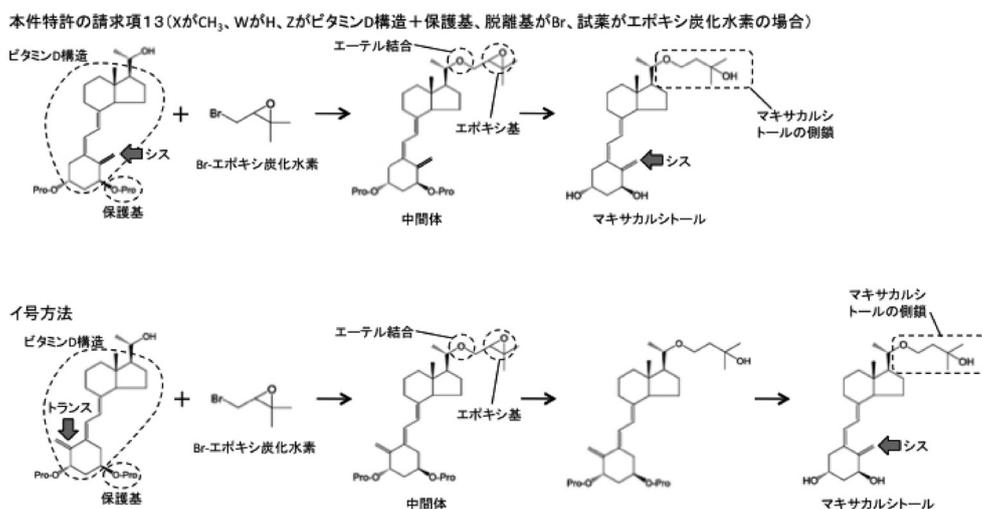


図1

挙げられている複数の発明のうち一つのみについての記載である」などと述べて、結論を導いている。このように、事後的に主張された課題や効果を参酌し、明細書の明示の記載に重きをおかずに本質的部分や作用効果を確定するのは、第三者の予測可能性を奪う結果にならないか、疑問を感じる。

中山「新・注解特許法」⁽³⁾で、岩坪弁護士は「効果の認定は特許明細書の記載に従うべきであり、別の知見に基づいて明細書に記載のない効果を特許発明の効果と主張することは許されない。」と述べているが、特定の裁判例等は挙げられていない。

ところで、本件発明には、シス体のビタミンD構造の他、ステロイド環を出発物質として用いる場合も含まれていた(図2)。ステロイド環はシス体/トランス体とは無関係である。本件発明(請求項13)を全体として捉えれば、ビタミンD構造がシス体かトランス体かということは、本件発明の本質的部分と関係が薄いようにも思える。

また、本件特許の請求項1(中間体の製造方法)では、最終生成物がエポキシ基の側鎖を持つ中間体である場合が規定され、これが特許を受けている(図3)。だとすれば、最終生成物がマキサカルシトールである

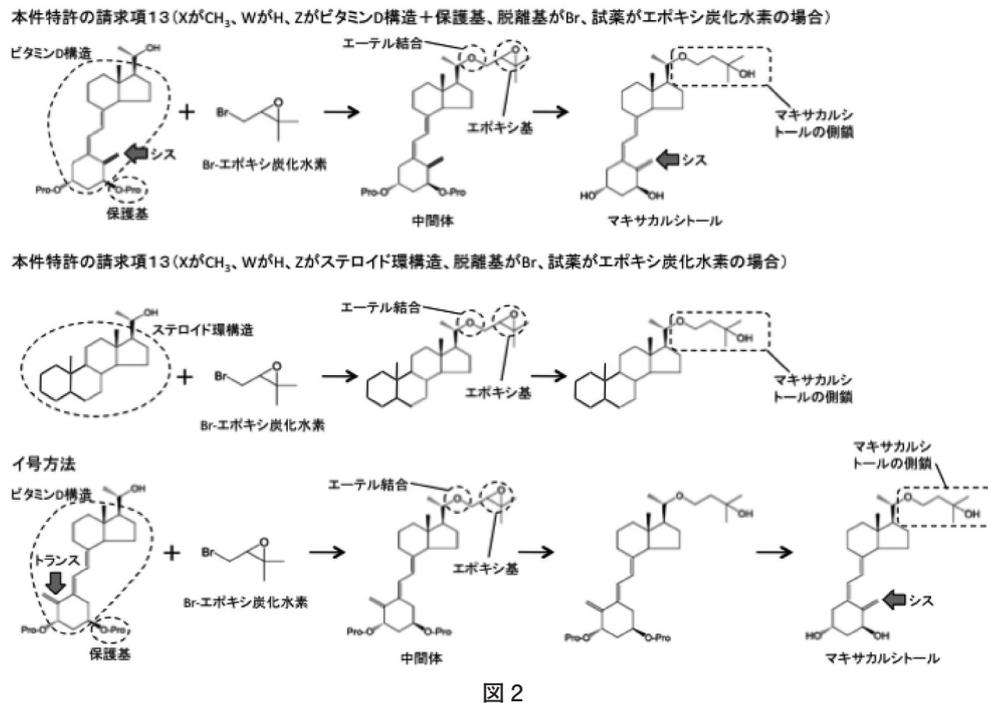


図2

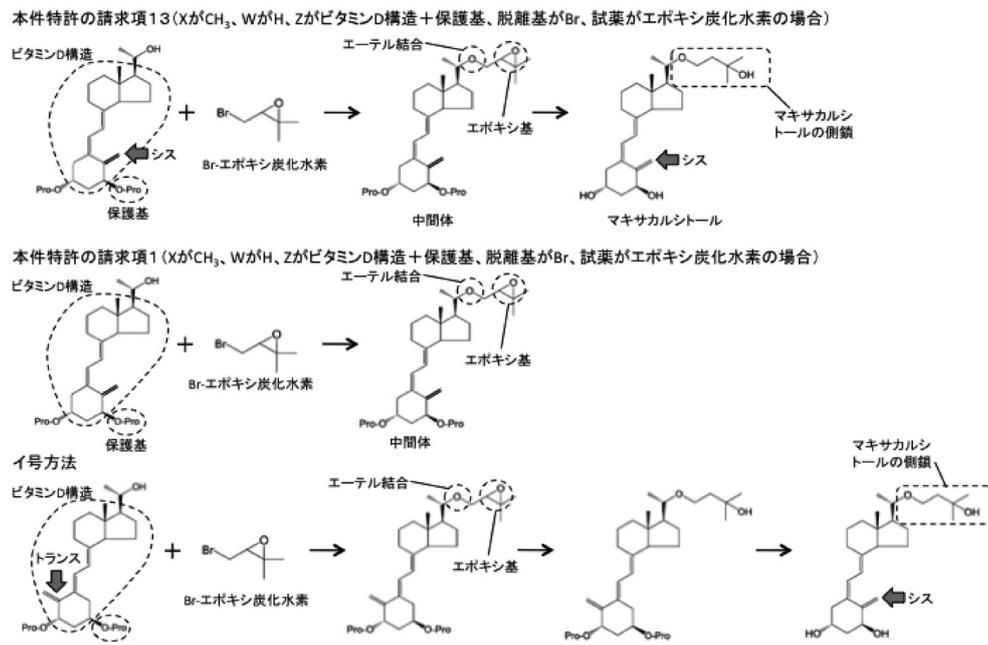


図3

こともまた、本件発明の本質的部分とは関係が薄く、エポキシ環を開環してマキサカルシトールの側鎖とすることは、発明の枝葉に過ぎないと主張もあり得たかも知れない（参考：発明の単一性における「同一の又は対応する特別な技術的特徴」）。

そうだとすれば、本件特許明細書の記載に基づいて、エーテル結合とエポキシ基を1ステップで導入することを本件発明の本質的部分として認定することは、必ずしも不自然ではないように思える。

請求項1に基づいて権利行使すれば議論がよりシンプルになったのかも知れないが、本事案において製造は海外で行なわれており、本件差止請求は最終製品の輸入中止、廃棄等を含む。中間体の製造方法にかかる特許に基づいて、当該中間体を用いた最終製品の輸入差止や廃棄を請求できるか否かは別個の争点となる⁽⁴⁾。このため、請求項1ではなく、マキサカルシトール（最終産物の有効成分）を保護する請求項13に基づいて権利行使したのかも知れない。

[米国] 均等侵害判断基準の原則は、Function-Way-Result テストである⁽⁵⁾。実質的に同一の機能（Function）を、実質的に同一の方法（Way）で実現し、同一の結果（Result）をもたらせば均等侵害が認められうる。Function-Way-Result は、原則として、発明全体ではなく、置換された要素について要素毎（element-by-element）に検討する⁽⁶⁾。Function-Way-Result は、基本的には明細書の記載に基づいて認定する。専門家証人などの外部証拠が参酌されることもあるが、それは明細書に記載された出願人の言葉を理解するための参考と位置づけられる（米国弁理士 Gerry Peters 氏より）。

[英国] 均等論ではなく、目的論的解釈の問題となる⁽⁷⁾。同国では、クレームで用いられている用語の「意味（meaning）」から外れる物に侵害が成立することはない。しかし「意味」とは文言上の「意味」に限定されない。特許権者がその用語にどのような「意味」を持たせることを意図していたと、本件明細書とクレームに接した当業者が理解するか、が問題である⁽⁸⁾。目的論的解釈について、かつて3ステップの判断手法（1：相違点は発明の機能する方法に重要な影響を与えるか、2：重要な影響がないことが、特許公報発行時の当業者に自明だったか、3：クレーム文言から、

原初の意味に厳密に従うことが発明にとって必須であると特許権者が意図していた、と当業者は理解するか）が提案され⁽⁹⁾、Improver の判断手法（Improver Questions）としてよく引用されていたが、現在ではその射程に限界があるとされる⁽¹⁰⁾。目的論的解釈において先行技術がどのように影響するかについて明示した判例はないが、英国のクレーム解釈は明細書の記載に基づいて行われるのが原則である⁽¹¹⁾。明細書に引用されている先行技術は含まないようにクレーム解釈がされる⁽¹²⁾、明細書に記載されていない先行技術は参酌されないと思われる（欧州・英国弁理士 Chris Price 氏より）。

[ドイツ] ①発明の基礎にある課題が、変更されているが客観的に同一の効果を有する手段により解決されているか、②専門技術者が、その専門知識により、変更がされている手段を同一の効果を生じるものとして想到することができるか、③専門技術者が、特許のクレームが保護する技術的思想の実質的意味に基づいた思考をすることにより初めて、その変更された手段がその意味に対応した等価な解決を与えることを考え付くといえるか⁽¹³⁾という基準により、均等侵害の成否が判断される。明細書の記載およびそこに引用されている公知技術に基づいて、技術的思想の実質的意味を認定することで、発明の基礎にある課題を特定した裁判例がある⁽¹⁴⁾。

[中国] 最高人民法院により特許権侵害に関する法律解釈の基準が定められており、下級裁判所は上記基準に従って裁判することとされている。同基準では、「権利侵害で訴えられた技術方案に、請求項に記載された全ての技術的特徴と同一あるいは均等なものが含まれている場合、人民法院はそれが専利権の保護範囲に入っていると認定しなければならない」⁽¹⁵⁾とされている。また、「均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果をもたらす、かつ権利侵害で訴えられた行為の発生時に、当該領域における通常の技術者が、創造的な労働をすることなく想到できる特徴をいう」⁽¹⁶⁾とされている。均等か否かの評価は、発明全体ではなく、技術的特徴（要素）について行われる。機能及び効果の認定について、明細書の記載に制約されるか、あるいは技術常識や先行技術など、明

細書以外の情報も参酌されるか、につき明確な規定は存在しない。なお、最高人民法院判例には、特許明細書の作用効果の記載等に基づいて、均等侵害が否定された事例がある⁽¹⁷⁾。

2-3. 考察

大合議判決は、事後的に主張された課題や効果を参酌し、明細書の明示の記載に重きをおかずに本質的部分や作用効果を認定しているようにも見える。この点、他の主要国では、明確な基準はないものの、裁判例によれば、明細書の記載に従って置換可能性が評価および判断されるのが一般的傾向と思われる。第三者の予測可能性を担保するためにも、国際調和の観点からも、明細書記載から離れて発明の本質的部分や作用効果を認定することは好ましくない。今後の裁判例を注視したい。

なお、作用効果について、米中では、日本と異なり、発明全体の作用効果というよりも、置換された要素が発明全体の中でどのように機能するかを問題としている。均等か否かの評価も、日本では発明全体とイ号全体との関係として捉えているが、米中では、発明に含まれる要素とイ号に含まれる要素との関係として捉えている。この点は侵害／非侵害の結論にも影響する可能性がある。

ところで大合議判決は、発明の貢献の程度を問題とし、本件発明が「貢献の程度が大きい」として上位概念化が正当化されるように述べている。しかし、上位概念化が可能か否かは、明細書の記載や引用されている従来技術との対比、技術常識等から定まるべきものではないか。結果として発明の価値に連動して均等の範囲の広狭が定まるのはよいとしても、「発明の価値」を先決問題とし、これに依拠して均等の範囲が変動するとすれば、予測可能性を更に害することにならないか疑問を感じる。

2-4. 実務へのフィードバック

明細書に記載された従来技術が多いほど、本件発明の非本質的部分は小さくなり、作用効果も狭くなって、均等も認められにくくなるとすれば、明細書に記載する従来技術は最小限に留めておいた方がよいという考え方もありうる。

明細書に記載された作用効果が多いほど、イ号が奏すべき作用効果も多くなり、均等は認められにくくな

る。よって、明細書に記載する作用効果（クレームを限定する態様で記載される作用効果）は最小限に留めておいた方がよいという考え方もありうる。

3. イ号における相違部分に進歩性が認められることを理由に、常に均等侵害が否定されるか？（第3要件）

3-1. 大合議判決抜粋

・・・本件優先日当時、トランス体のビタミンD構造を、光照射によりシス体へ簡便に転換し得ることは周知技術であり、所望のビタミンD誘導体を製造するに際し、・・・トランス体をシス体へ転換して、シス体のビタミンD誘導体を得る方法は広く知られていたこと・・・、控訴人方法の出発物質Aに相当するトランス体のビタミンD構造をマキサカルシトールの合成に用いることも知られていたこと・・・、シス体のビタミンD構造を有する化合物を出発物質とする場合であっても、製造過程で置換基等の導入や保護基を外す際にトランス体へと転換し、再びシス体へと転換する方法も一般的であったこと・・・が認められる。

・・・出発物質であるビタミンD構造・・・がマキサカルシトールの側鎖の導入に際して反応する水酸基は、トランス体とシス体とで構造が異なるビタミンD構造の二重結合(5位)の位置から遠く離れており、出発物質のビタミンD構造がトランス体であってもシス体であっても、反応点付近の立体構造は同じであることからすれば、当業者であれば、トランス体とシス体の二重結合の位置の違いによって訂正発明のマキサカルシトールの側鎖の導入過程の反応が異なるものと考えないのが自然である。

そうすると、控訴人方法の実施時(本件特許権の侵害時)において、・・・控訴人方法は、当業者が訂正発明から容易に想到することができたものと認められる。(p.70-71)

3-2. 国際比較

[日本] ポールスプライン事件最高裁判決は、均等論を採用する趣旨として、「相手方において特許請求の範囲に記載された構成の一部を特許出願後に明らかとなった物質・技術等に置き換えることによって、特許権者による差止め等の権利行使を容易に免れることができる」とすれば、社会一般の発明への意欲を減殺する

こととなり、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に反するばかりでなく、社会正義に反し、衡平の理念にもとる結果となる」と述べている。また、第3要件に「置き換えること」とあるように、同判決は、イ号の構成全体が想到容易であるかではなく、イ号が備える当該置換物への置き換えの容易性を問題としていると理解するのが自然だろう。

大合議の事案では、トランス体からシス体に変換すること等は出願時において周知であり、訂正発明を基準とすればイ号の構成には進歩性も認められないと思われ、本論点は大きな問題とはならなかった。ただし、「控訴人方法は、当業者が訂正発明から容易に想到することができた」と述べており、シス体をトランス体へ置換することの容易性ではなく、イ号の構成全体の想到容易性を問題としているとの印象を受ける。

被疑侵害製品の構成が本件発明の構成と異なっており、当該異なる部分に関連して進歩性が認められ、特許が成立しうるような場合に、置換容易性を認めるかについては、肯定説と否定説とがある。

肯定説は、例えば、「対象製品が、特許発明の主要部分をそのまま有するのであれば、例えば機械的な要素の組合せの発明のうち的一部分に改変を加え、要素の1つを電氣的に処理することにして、その点に特許性があったとしても、均等として技術的範囲に属する」⁽¹⁸⁾とする。椅子式エアーマッサージ機事件⁽¹⁹⁾は、「控訴人が脚載置部の側壁の一方を緩衝材のウレタンで置換したマッサージ機の構成について特許権を取得したことは、脚載置部の側壁の一方を緩衝材のウレタンで置換することの容易性を否定する理由とはならない」とする。

否定説は、例えば、「最高裁判例の趣旨からすると、置換容易性の証拠は、出願時から侵害開始時までには侵害対象における置換された構成が周知となったことを示す資料が望ましい。逆に、被告が侵害対象の構成について特許出願（後願）し特許査定を得ていた事情には、置換容易性を否定する強力証拠となる。」⁽²⁰⁾と述べる。あるいは、「エマルジョンには転相が起こることは従来から公知であったであろうが、オレイン酸ナトリウムを使用すると安定性が良いことは実験を繰り返さなければ発明できないことであり、デュボン社の発明に進歩性はある。したがって、本件は、日本では第3要件不充足により均等不成立となると思われ、日本

と米国で第3要件の有無による差異が現れた事案」⁽²¹⁾とする。ポスト用異物収集装置事件⁽²²⁾は、「被告によるイ号物件の製造とこれを取り付けた郵便差出箱の販売の当時、上記のようなイ号物件の規制板は新規な構成であったというべきであり、当業者に知られていたとはいえず、他に、当業者において、略く字状に折曲した規制板をイ号物件の規制板に置き換えることが容易であったということを肯定させるような事情も認められない。したがって、本件各発明の略く字状に折曲した規制板をイ号物件の規制板に置換することについては、均等成立のための前記要件3を満たさないというべき」とする。

[米国] Function-Way-Result テストを確立した最高裁判例⁽²³⁾は、「当業者が置換可能性について知り得たかは重要な要素である」と述べている。この点に関連して、下級審判例は「イ号物件の構成が本件特許の構成と異なることによって予期しない結果がもたらされる場合には均等物に当たらないこともあるが、イ号物件が本件特許の実施例より安定であることは均等の判断と矛盾しない」と述べつつ、「本件発明の重要な特徴を使っており、その特徴を使った改良が別の特許に値しても、均等とされる以上は本件特許の侵害になる」としている⁽²⁴⁾。

[英国] Improver の判断手法の第2ステップ（重要な影響がないことが、特許公報発行時の当業者に自明だったか）はこの点に関連する。同判決は、「置換すること自体が自明だったかではなく、置換物が同様に機能することが自明だったかが問題である」とする⁽²⁵⁾。一方、Improver の判断手法の限界を指摘する裁判例では、新たな技術を包含する程度の一般化されたクレーム記載となっているか否かが問題になるとする⁽²⁶⁾。基本的には、置換された物自体に特許性があったとしても侵害が成立する可能性はあると思われる（欧州・英国弁理士 Chris Price 氏より）。

[ドイツ] 2-2. で述べた基準のうち、②専門技術者が、その専門知識により、変更がされている手段を同一の効果を生じるものとして想到することができるか、③専門技術者が、特許のクレームが保護する技術的思想の実質的意味に基づいた思考をすることにより初めて、その変更された手段がその意味に対応した等

価な解決を与えることを考え付くといえるか、が関連する。本論点については、置換物自体が非自明であっても、発明の原理を利用している限り均等侵害となる⁽²⁷⁾、という裁判例と、被疑侵害品が進歩性を有すれば均等侵害は成立しない⁽²⁸⁾、との裁判例とが存在する。両者を併せて考えると、被疑侵害品の構成に進歩性があれば均等侵害は原則として否定されるが、当該進歩性が置換物それ自体の進歩性に依拠するものである場合には均等侵害が成立する余地があると思われる。

[中国]「均等な特徴とは、・・・権利侵害で訴えられた行為の発生時に、当該領域における通常の技術者が、創造的な労働をすることなく想到できる特徴をいう」⁽²⁹⁾とされている。よって、置換物自体に進歩性があれば、均等侵害が否定されうる。この点については、クレームの相応する構成要件に対して「進歩性」を有するかどうか、及びその効果が「自明」であるかどうかを判断する必要がある、との見解がある⁽³⁰⁾。

3-3. 考察

以上の通り、米国、英国、ドイツでは、イ号が進歩性等の認められる改良発明に相当する場合であっても、要件を満たせば、均等侵害が成立する余地がある。一方、中国では、司法解釈の文言のみを見る限り、均等侵害が否定される可能性が高いように思える。結局は、均等論の趣旨に照らしイ号の独創性が本件発明の価値をそのまま利用しつつ発展させたものなのか、あるいは本件発明の価値を利用しているとは言えない独創性を有するものなのか、を事案ごとに判断すべきと思われる。

私見によれば、少なくとも我が国においては、イ号の構成全体に進歩性が認められ、特許が成立していたとしても、その理由が、当該置換物自体に新規性・進歩性が認められることにあり（この場合、当該置換物は「特許出願後に明らかとなった物質・技術等」である）、当該置換物の存在を前提とすれば置き換えること自体は容易に想到しうる場合には、均等侵害が認められるべきであろう。換言すれば、イ号における相違部分が想到容易でないこと「のみ」を理由として、第3要件充足性を否定することは適切ではないと考える。さもなくば、新規材料を発明した者は、これにより置換可能な従前の材料をクレームに含むあらゆる特

許発明を自由に実施できることとなる。そのような結果は、衡平を欠き、ボールスプライン最高裁の趣旨にも反することになるだろう。

3-4. 実務へのフィードバック

明細書に記載された作用効果が具体的であるほど、イ号が奏すべき作用効果も具体的になる。その結果、「イ号の作用効果は本件発明とは異なり、本件発明の価値を利用していない」といった反論を誘発し、均等も認められにくくなりうる。よって、明細書に記載する作用効果（クレームを限定する態様で記載される作用効果）は広く抽象的なものに留めておいた方がよいという考え方もありうる。

4. 出願時に記載可能であった構成を記載しなかった出願人のミスは救われるべきか？（第5要件）

4-1. 大合議判決抜粋

特許請求の範囲に記載された構成と実質的に同一なものとして、出願時に当業者が容易に想到することのできる特許請求の範囲外の他の構成があり…出願人も出願時に当該他の構成を容易に想到することができたとしても、そのことのみを理由として、出願人が特許請求の範囲に当該他の構成を記載しなかったことが第5要件における「特段の事情」に当たるものということとはできない。(p.72上)

特許発明の実質的価値は、特許請求の範囲に記載された構成以外の構成であっても、特許請求の範囲に記載された構成からこれと実質的に同一なものとして当業者が容易に想到することのできる技術に及び、その理は、出願時に容易に想到することのできる技術であっても何ら変わりがない…(p.72中)

先願主義の下においては、出願人は、限られた時間内に特許請求の範囲と明細書とを作成し、これを出願しなければならない…(p.72中)

4-2. 国際比較

[日本] ボールスプライン最高裁判決は、「特許出願後に明らかとなった物質・技術等に置き換えること」を問題視しており、主として出願後に出現した同効材への置換による侵害回避を封じることが目的とも読める。

大合議判決は、「出願人も出願時に当該他の構成を

容易に想到することができたとしても、そのことのみを理由として、出願人が特許請求の範囲に当該他の構成を記載しなかったことが第5要件における『特段の事情』に当たるものということはできない」としている。かかる判示に照らせば、出願時に記載可能であった構成を記載しなかったという出願人側のミスは、そのことのみでは均等侵害を否定する理由とはならない。

大合議の事案では、特許時のクレームおよび明細書に、CD環、ステロイド環、シス体のビタミンD構造が記載されており、提訴前の原告主張（判決p.26）によれば、ステロイド環およびシス体のビタミンD構造はCD環の下位概念と解釈する余地がある。もしかかる解釈が自然なのであれば、シス体のビタミンD構造はあくまでCD環の一例として挙げられているとも思われ、トランス体を排除するまでの意図があったとは認めにくい。もしかかる結論が導かれるのであれば、化学式が明確であるとか、当業者であればトランス体を容易に記載できたといった事情があるとしても、出願人のミスと断言することには躊躇を覚えるし、大合議判決の結論が不当とはいいいにくいとも思える。しかしながら、明細書の記載（例えば、図4「反応図C」）に照らせば、CD環構造は、ビタミンD構造の上位概念というよりも、ビタミンD構造と並列される要素として記載されていると理解するのが自然なようにも思える。そうだとすれば、トランス体のビタミンD構造が、削除されたCD環と、シス体のビタミンD構造のどちらに近いかを検討すべきかも知れない（本節のドイツの項を参照）。

反応図C：

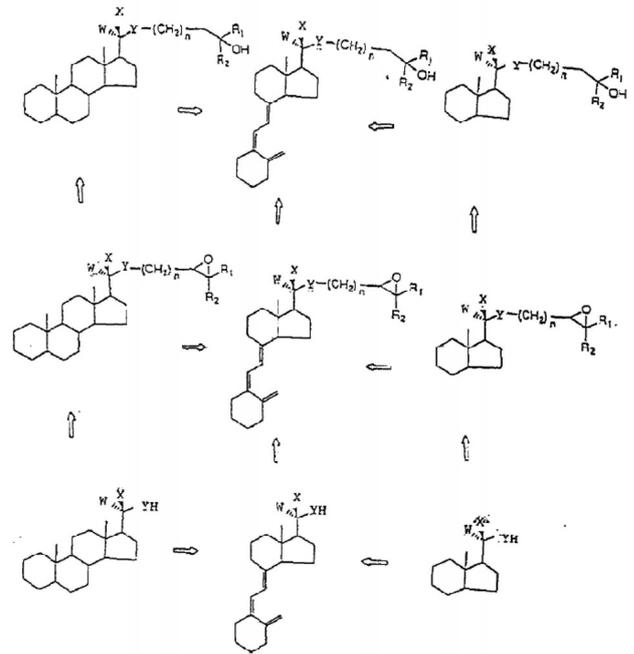


図4

【米国】 侵害判断において予測可能性は重要な要素である。出願人は、予測可能なあらゆる構成を文言侵害でカバーするように、クレームと明細書を記載すべきと考えられている。均等侵害については、被疑侵害品の構成が出願時に予測可能でありこれをカバーするようにクレームできたことを理由に、均等侵害を否定された裁判例がある⁽³¹⁾。これに対し、別の裁判例⁽³²⁾では、文字通りの「予測可能性による均等論否定の基準 (foreseeability bar)」というものは存在しないと述べられている。後者は、当事者同士が、被疑侵害品が予測可能であったことに合意し、予測可能な場合に均等侵害が否定されるのであれば非侵害、そうでなければ均等侵害肯定、という合意の下で裁判を受けたという特殊な事案である。しかも、CAFCは地裁が当事者の合意に反する理由 (vitiation) で判決をしたという理由で差し戻しており、上記判断もその中で述べられたものである。このため、後者の適用範囲は必ずしも広くはなく、予測可能性は依然として、均等侵害を否定する重要な要素の一つであると思われる (米国弁理士 Gerry Peters 氏より)。なお、Festo 最高裁判決⁽³³⁾によれば、イ号の構成が予測可能でなかったことは、減縮補正により放棄された部分につき禁反言の推定を覆滅する理由の一つになっている。

【英国】 あくまで、特許権者がその用語にどのような

「意味」を持たせることを意図していたと、本件明細書とクレームに接した当業者が理解するか、が問題となる⁽³⁴⁾。第三者たる当業者が、クレームと明細書を読んで、出願人が意図せずに狭いクレームを記載してしまったと理解するのであれば（例えば、明らかな誤記のようなミス）、そのようなミスは救われる可能性がある。現実にはミスがあったかどうかではなく、クレームと明細書から当業者であればどのように理解するかが問題となる。なお、出願明細書において、通常、熟練した助言の下で用語が選択されるものであって、解釈の余地の広い素人の文書とは異なる⁽³⁵⁾。また、より広いクレームを書こうと思えば書けたが、そのような広いクレームはサポート要件を充足しない場合、当業者は、特許権者がそのような広い意味を持たせることを意図していたとは理解しないと思われる⁽³⁶⁾。

[ドイツ] 出願人のミスにより記載もれがあった場合に特段言及した裁判例は確認できなかった。ただし、明細書にのみ記載されクレームに含まれない実施例があり、かつ、イ号が明細書に記載されていない場合に均等侵害を認めるには、当該実施例よりもクレームを選択した理由でイ号の構成が選択される必要がある⁽³⁷⁾、との最高裁判例がある。

[中国] 明細書に記載されクレームから除外されている場合⁽³⁸⁾および包袋禁反言⁽³⁹⁾の規定はあるが、出願人の過誤により記載もれがあった場合の規定はない。出願人のミスの有無によらず、「均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果をもたらす、かつ権利侵害で訴えられた行為の発生時に、当該領域における通常の技術者が、創造的な労働をすることなく想到できる特徴をいう」⁽⁴⁰⁾との基準により均等侵害の成否が判断されると思われる（中国弁理士龔敏 [ゴンミン] 氏より）。

4-3. 考察

各国の基準を比較すると、出願人のミスを均等論で救済するか否かという点については、米国、英国ではどちらかという点で否定的であるが、ドイツ、中国は否定的とも肯定的とも確認できなかった。すなわち、この点につき各国に共通する傾向は発見できなかった。大合議判決は、記載できた構成について記載していな

かったことにつき、やむを得ない事情があればこれを救済する、という姿勢のようにも感じられ、その意味では特許権者に対し比較的寛容であるように見える。各国に共通の方向性がないとすれば、日本の実務における上記のような傾向は、しばらく続く可能性がある。

4-4. 実務へのフィードバック

出願後にミスを解消すべく記載を追加することは、新規事項追加となり許されない。日本はともかく、米国、英国の状況に鑑みれば、明細書起案時には十分な注意を持って記載を練るべきであり、均等論に安易に依存できないことは言うまでもない。

5. 減縮補正（訂正）で削除された部分にイ号が包含される場合、常に均等侵害が否定されるか？（第5要件）

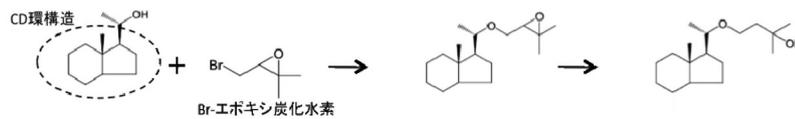
5-1. 大合議判決抜粋

被控訴人は、同書面（被控訴人代理人弁護士が作成した意見書）において、控訴人方法が、訂正発明のうち、特許請求の範囲記載の出発物質及び中間体の「Z」としてシス体のビタミンD構造を選択したものと均等である旨の均等侵害の主張もしていたものであるから、併せてその他の主張を選択的にしていたからといって、同主張をすることにより、特許請求の範囲を意識的に限定したものと解することはできない（なお、前記のとおり、本件訴訟においては、控訴人方法が、CD環構造を出発物質とする本件訂正前の本件発明の文言侵害に当たらないことは当事者間に争いがない。）。(p.78-79)

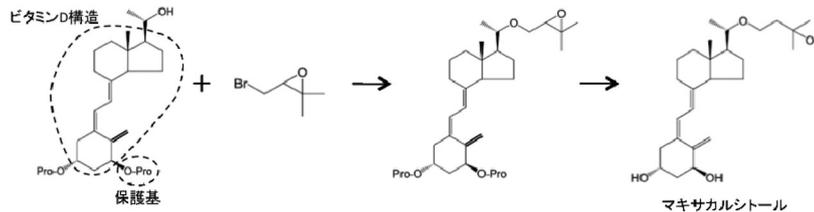
5-2. 国際比較

[日本] ボールスプライン最高裁判決は第5要件につき、「対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないとき」とし、その趣旨については、「特許出願手続において出願人が特許請求の範囲から意識的に除外したなど、特許権者の側においていったん特許発明の技術的範囲に属しないことを承認するか、又は外形的にそのように解されるような行動をとったものについて、特許権者が後にこれと反する主張をすることは、禁反言の法理に照らし許されない」としている。

訂正前の請求項13(XがCH₃、WがH、ZがCD環構造、脱離基がBr、試薬がエポキシ炭化水素の場合) → 訂正で削除



本件特許の請求項13(XがCH₃、WがH、ZがビタミンD構造+保護基、脱離基がBr、試薬がエポキシ炭化水素の場合)



本件特許の請求項13(XがCH₃、WがH、Zがステロイド環構造、脱離基がBr、試薬がエポキシ炭化水素の場合)

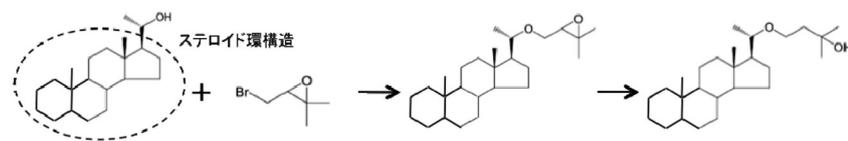


図5

大合議の事案では、特許査定時の請求項13にはステロイド環およびビタミンD構造の他、CD環構造も選択肢として記載されていた。CD環構造は置換基を有していてもよいと記載されており、ステロイド環およびビタミンD構造の上位概念と解する余地がある。現に、提訴前の調整段階において原告は、請求項13においてCD環構造を採用した場合につき、文言侵害を主張していた。原告はその後、無効審判における訂正請求により、CD環構造をクレームから削除している(判決p.26：図5)。訴訟前の原告主張によれば、イ号のトランス体はCD環構造に包含されると解する余地があり、減縮により削除された部分に均等を主張することにつき、禁反言が問題となりうる。

大合議判決は、①原告は、イ号方法が訂正発明のうちシス体のビタミンD構造を選択したものと均等である旨の均等侵害の主張もしていたものであるから、併せてその他の主張を選択的にしていたからといって、特許請求の範囲を意識的に限定したものと解することはできないこと、②本件訴訟においては、控訴人方法が、CD環構造を出発物質とする本件訂正前の本件発明の文言侵害に当たらないことは当事者間に争いがないこと、を理由に、減縮訂正に基づく包装禁反言を否定した(p.78-79)。

判決が述べる通り、従前から均等侵害の主張も同時にしていたのであれば、本事案で禁反言を主張するこ

とは困難なようにも思われる。では仮に、CD環構造の文言侵害の主張のみをしていて、その後減縮訂正をし、シス体のビタミンD構造との均等を主張していたらどうなるか。トランス体のビタミンD構造を具体的に特定して削除したり権利放棄した訳ではないことがどのように影響するか、興味深い。

なお、大合議判決が示した第5要件の判断基準によれば、「特許請求の範囲外の他の構成を、特許請求の範囲に記載された構成中の異なる部分に代替するものとして認識していたものと客観的、外形的にみて認められるとき」(下記6を参照)に禁反言が成立するとされており、トランス体のビタミンD構造を出発物質とする場合を認識していたものと客観的、外形的にみて認められない限り、禁反言は成立せず、均等侵害が認められうると思われる。

[米国] Festo 最高裁判決⁽⁴¹⁾によれば、補正の理由を問わず、減縮補正は全て禁反言を生じうる。禁反言は、減縮された範囲について権利を放棄したとの覆滅可能な推定を生じさせる。特定の均等物について権利を放棄したとは合理的に考えられない旨を特許権者が証明すれば均等侵害を主張できる。該証明の一つが、均等物が出願時には予測できなかったことである。被疑侵害品の構成が予測できた場合にはかかる証明ができないことになる。この場合、その他の方法による証明す

なわち、補正の理由が均等物とほとんど関係がないこと（例：「CRT ディスプレイ」を「コンピュータと一体化された CRT ディスプレイ」に補正。被疑侵害品は「コンピュータと一体化された液晶ディスプレイ」）、争点となっている非実質的な置換物を記載できなかったであろう合理的理由があること、のいずれかを証明する必要がある。

今回の事案について言えば、選択肢の一部削除であって、シス体のビタミン D 構造のクレーム自体は補正されていないとの解釈がありうるとしても、クレームを減縮する補正であることに変わりはないとの理解の下、Festo 最高裁判決の基準に従って禁反言の成否が判断されることになると思われる（米国弁理士 Gerry Peters 氏より）。CD 環を除く補正がされたことと、均等物すなわちビタミン D 構造がシス・トランスのいずれであるかは、ほとんど関係がないとの印象も受ける。仮にそうだとすれば、米国でも禁反言は成立せず、均等侵害が認められる可能性がある。

[英国] そもそも包袋禁反言は存在しない。Actavis UK Ltd v Eli Lilly & Co において、第一審⁽⁴²⁾は、審査経過もクレーム解釈に影響する場合はと述べたが、上級審⁽⁴³⁾により否定された。すなわち、審査経過での出願人の主張を参酌しなければ権利濫用となるようなケースは極めて稀であり、そもそもクレームでの限定を拡張しようとする自体、審査経過を云々するまでもなく、禁反言的な要素がある。特許庁での審査は特許性評価を目的とするものであり、保護範囲を確定するためのものではない。出願人が意見書で「この応答は、保護範囲を限定することを意味するものではない」と記載してしまえばそれまでである。また、Kirin-Amgen Inc v Hoechst Marion Roussel Ltd も、当業者が包袋にアクセス可能であったかどうかで特許の意味が変動すべきではないし、いずれにせよ包袋がほとんど役に立たないにも関わらずこれを参酌するには人生は短かすぎる（life is too short）と述べている⁽⁴⁴⁾。結局のところ、特許権者がその用語にどのような「意味」を持たせることを意図していたと、本件明細書とクレーム（包袋や審査経過は含まれない）に接した当業者が理解するか、が問題となる（欧州・英国弁理士 Chris Price 氏より）。

本件で言えば、CD 環を削除したとの審査経緯は参酌されず、訂正明細書には CD 環 + 置換基の構成も記

載されている一方で訂正クレームはステロイド環およびシス体のビタミン D 構造に限定されていること、訂正明細書においてシス体のビタミン D 構造が明示されている一方でトランス体のビタミン D 構造には明示の言及がされていないこと、を第三者たる当業者の視点から見て、特許権者がどのような意図を持ってかかる記載をしたと当業者が認識するかを評価することになる。仮に、シス体のビタミン D 構造は CD 環構造の下位概念であって、あくまで例示であると当業者が理解すると言えれば、侵害が認められ得るようにも思えるが、CD 環とビタミン D 構造とが並列的な関係にあるとされれば、侵害が否定される可能性もある。

[ドイツ] 包袋禁反言は存在せず、最終的に成立した明細書とクレームに基づき均等侵害の成否が判断される⁽⁴⁵⁾。明細書にのみ記載され、クレームに含まれないことが明らかな実施形態については、均等と認定されない。詳細説明とクレームとに矛盾があればクレームが優先される⁽⁴⁶⁾。一方、明細書にのみ記載されクレームに含まれない実施例があり、かつ、イ号が明細書に記載されていない場合には、当該実施例よりもクレームを選択した理由でイ号の構成が選択される必要がある⁽⁴⁷⁾。

[中国] 「専利権の付与、若しくは無効宣告手続において、専利出願人や専利権者が請求項や明細書の修正、若しくは意見陳述を通して放棄した技術方案を、権利者が専利権侵害をめぐる紛争案件で改めて専利権の保護範囲に取り入れた場合には、人民法院はこれを支持しない。」⁽⁴⁸⁾とされている。当業者において、CD 環構造 + 置換基の要素としてトランス体のビタミン D 構造が当然に想起される程度に周知で自明である場合には放棄したと認められる可能性が高いが、そうでない場合には均等が認められる可能性がある（中国弁理士龔敏 [ゴンミン] 氏より）。なお、各請求項は独立であり、独立請求項を削除して従属請求項が維持された場合に、従属請求項で均等が問題となっている要素が、削除された独立請求項で全く言及されていない場合には、当該要素以外のものを放棄したとは認められない⁽⁴⁹⁾。以上によれば、禁反言は成立しない可能性が高く、均等侵害が認められる余地がある。

5-3. 考察

以上を踏まえると、減縮部分にイ号が含まれていたとしても、禁反言の成立を、「出願人が、出願時に、特許請求の範囲外の他の構成を、特許請求の範囲に記載された構成中の異なる部分に代替するものとして認識していたものと客観的、外形的にみて認められるとき」に限定することは、国際的に見てもそれなりの妥当性があり、今後の日本の裁判実務でも大きな変化は起こりにくいように思える。

5-4. 実務へのフィードバック

後記6-4. を参照。

6. 明細書に記載されているがクレームには含まれない構成に均等侵害は成立するか？（第5要件）

6-1. 大合議判決抜粋

出願人が、出願時に、特許請求の範囲外の他の構成を、特許請求の範囲に記載された構成中の異なる部分に代替するものとして認識していたものと客観的、外形的にみて認められるとき、例えば、出願人が明細書において当該他の構成による発明を記載しているとみることができるときや、出願人が出願当時に公表した論文等で特許請求の範囲外の他の構成による発明を記載しているときには、出願人が特許請求の範囲に当該他の構成を記載しなかったことは、第5要件における「特段の事情」に当たる・・・(p.73 中)

6-2. 国際比較

[日本] 大合議判決によれば、「当該他の構成による発明を記載しているとみることができ」れば、侵害は否定される。

[米国] 明細書で開示されているにも関わらずクレームされなかったものは、一般公衆に捧げられたものとみなされ、均等侵害は成立しない⁽⁵⁰⁾。ただし、かかる理由で均等侵害を否定するためには、十分に特定され、クレームに代替しうる選択肢であることが明示されていなければならない⁽⁵¹⁾。

[英国] 特許権者がその用語にどのような「意味」を持たせることを意図していたと、本件明細書とクレームに接した当業者が理解するか、が問題となる⁽⁵²⁾。出願

明細書は、通常、熟練した助言の下で用語が選択されるものであって、解釈の余地の広い素人の文書とは異なるとされる⁽⁵³⁾。かかる基準に基づけば、当事者の主張にもよるが、基本的には非侵害と判断される可能性が高いように思われる。

[ドイツ] 明細書にのみ記載され、クレームに含まれないことが明らかな実施形態については、均等と認定されない。詳細説明とクレームとに矛盾があればクレームが優先される⁽⁵⁴⁾。よって、原則として非侵害と判断されると思われる。

[中国] 「明細書または図面においてのみ表され、請求項に記載されていない技術方案について、権利者が特許権侵害紛争案件においてこれを特許権の保護範囲に加えた場合、人民法院はこれを支持しない」⁽⁵⁵⁾とされている。かかる基準に基づけば、基本的には非侵害と判断される可能性が高いように思われる。

6-3. 考察

以上を踏まえると、明細書に記載されているがクレームには含まれない構成について侵害は成立しないとするのが各国共通の傾向であり、今後の日本の裁判実務でも大きな変化は起こりにくそうである。なお、米国における「十分に特定され、クレームに代替しうる選択肢であることが明示されていなければならない」というのは、具体的事案において十分に留意すべき点と思われる。

6-4. 実務へのフィードバック

上記5と併せて見れば、中間処理において減縮補正をする場合の留意点として、以下が挙げられよう。

減縮補正時には、明細書に記載された態様のうち、権利範囲に含めたいものについては、クレームに確実に含まれるように、補正や分割による対応が求められる（クレームに包含されない態様が明細書に記載されていると、均等侵害が否定される可能性が高いため）。

明細書に明示の記載がない態様については、仮にそれが補正により減縮する部分に包含されるとしても、必ずしも禁反言が働くとは限らず、均等侵害が認められる余地がある。

また、明細書起案時の留意点としては、クレームアップできないような、サポートの貧弱な選択肢は記

載しない方がよいかも知れない。仮にクレームすればサポート要件違反となる場合でも、かかる構成が明細書に記載されていないければ、均等侵害が認められる余地は残る。

7. まとめ

本件発明の作用効果について明細書記載に基づかない特許権者の主張を参酌した点は、大合議判決の特異な点と思われる。進歩性があるイ号に均等侵害が成立するか、出願人による明細書作成時のミスが均等論で救済されるか等、主要国の判断基準が一部明らかでない、あるいは一致していない論点も残されており、今後これらの点が各国でどのように判断されていくか、注視が必要と思われる。

8. 謝辞

本論文は、2016年6月22日に、関西特許研究会東京地区知財研究班にて筆者が行った研究発表を基礎としている。本文でも言及したが、内容をまとめるに当たっては、米国弁理士のGerry Peters氏（JTT株式会社）、欧州・英国弁理士のChris Price氏（EIP特許商標法律事務所）、中国弁理士の龔敏〔ゴンミン〕氏（北京ユニ・インテル特許事務所）から、貴重な助言を得た。厚く御礼申し上げます。

(注)

- (1) 知財高裁 平成 28 年 3 月 25 日判決（大合議）平成 27 年（ネ）第 10014 号 マキサカルシトール事件
- (2) 特許第 3310301 号
- (3) 中山信弘ほか編「新・注解特許法（上）」青林書院 p.1097
- (4) 中山信弘ほか編「新・注解特許法（上）」青林書院 p.47
- (5) Graver Tank v. Linde Air Products, 339 U.S. 605 (1950); Warner-Jenkinson v. Hilton Davis Chemical, 520 U.S. 17 (1997)
- (6) Warner-Jenkinson v. Hilton Davis Chemical, 520 U.S. 17 (1997)
- (7) Catnic Components Ltd v. Hill & Smith Ltd [1982] RPC 183
- (8) Kirin-Amgen Inc v Hoechst Marion Roussel Ltd [2004] UKHL 46, paragraph 34
- (9) Improver Corp v Remington Consumer Products Ltd [1989] RPC 69
- (10) Kirin-Amgen Inc v Hoechst Marion Roussel Ltd [2004] UKHL 46, paragraphs 52, 84; これを敷衍するものとして Virgin Atlantic Airways Limited v Premium Aircraft Interiors UK Limited [2009] EWCA Civ 1062, paragraph 5

- および Actavis UK Ltd & Others v Eli Lilly & Company [2015] EWCA Civ 555 (25 June 2015), paragraph 49; ただし、Improver の判断手法を再評価するものとして、Actavis UK Ltd v Eli Lilly & Co [2014] EWHC 1511 (Pat), paragraphs 100 および Meter-Tech LLC v British Gas Trading Ltd [2016] EWHC 2278 (Pat), paragraph 131
- (11) Dyson Appliances Ltd v Hoover Ltd [2001] R.P.C. 26, paragraph 48 (h)
 - (12) Ultraframe (UK) Ltd v Eurocell Building Plastics Ltd [2005] R.P.C. 36, paragraph 47
 - (13) Schneidmesser I 事件 X ZR 168/00 33 IIC 873 (2002)
 - (14) Baumscheibenabdeckung 事件 BGH v. 25. 10. 2005 - X ZR 136/03, GRUR 2006, 311; 川田, 「日独の裁判所における均等論の比較」, AIPPI, 2010, no.7 も参照
 - (15) 司法解釈[2009]第 21 号第 7 条
 - (16) 司法解釈[2015]第 4 号第 17 条第 2 項
 - (17) 最高人民法院判決(2010)民提字第 158 号
 - (18) 田中成志「均等侵害について」知的財産法の理論と実務 1 p.165 (平成 19 年) 新日本法規
 - (19) 知財高裁 平成 18 年 9 月 25 日判決 平成 17 年(ネ)10047 号 椅子式エアーマッサージ機事件
 - (20) 中山信弘ほか編「新・注解特許法（上）」青林書院 p.1101
 - (21) 山田知司「第 3 要件の意義・機能」知財管理 Vo.63, No.5, pp.645-659, 2013
 - (22) 大阪地裁 平成 16 年 1 月 15 日判決 平成 14 年(ワ)12410 号 ポスト用異物収集装置事件
 - (23) Graver Tank v. Linde Air Products, 339 U.S. 605 (1950)
 - (24) Atlas Powder v. E.I. Du Pont, 750 F.2d 1569 (Fed. Cir. 1984)
 - (25) Improver Corp v Remington Consumer Products Ltd [1989] RPC 69
 - (26) Kirin-Amgen Inc v Hoechst Marion Roussel Ltd [2004] UKHL 46, paragraph 84
 - (27) BGH, 1992, Befestigungsvorrichtung II
 - (28) BGH, 1995, Zeilegvorrichtung für Baumstämme
 - (29) 司法解釈[2015]第 4 号第 17 条第 2 項
 - (30) 郭焯「中国の均等論についての一考察」, パテント, 2009, no.10, pp.53-67
 - (31) Sage Products, Inc. v. Devon Industries, Inc., 126 F.3d 1420 (Fed. Cir. 1997)
 - (32) Ring & Pinion Service Inc., v. Arb Corporation Ltd., CAFC 2013-1238, Decided: February 19, 2014
 - (33) Festo Corp. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co., 535 U.S. 722 (2002)
 - (34) Kirin-Amgen Inc v Hoechst Marion Roussel Ltd [2004] UKHL 46, paragraph 34
 - (35) Kirin-Amgen Inc v Hoechst Marion Roussel Ltd [2004] UKHL 46, paragraph 34
 - (36) Kirin-Amgen Inc v Hoechst Marion Roussel Ltd [2004] UKHL 46, paragraph 78
 - (37) Diglycidverbinding 事件, GRUR 2012. 45, 最高裁

- 2011.9.13; Lederer, 「ドイツ特許侵害訴訟の新展開」, AIPPI, 2012, no.8 も参照
- (38) 司法解釈[2009]第 21 号第 5 条
- (39) 司法解釈[2009]第 21 号第 6 条
- (40) 司法解釈[2015]第 4 号第 17 条第 2 項
- (41) Festo Corp. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co., 535 U.S. 722 (2002)
- (42) Actavis UK Ltd v Eli Lilly & Co [2014] EWHC 1511 (Pat), paragraphs 108-112
- (43) Actavis UK Ltd & Others v Eli Lilly & Company [2015] EWCA Civ 555 (25 June 2015), paragraphs 58-60
- (44) Kirin-Amgen Inc v Hoechst Marion Roussel Ltd [2004] UKHL 46, paragraph 35
- (45) 奥山尚一「ヨーロッパにおける特許権の範囲の解釈と均等論」, The Lawyers, April 2005
- (46) Okklusionsvorrichtung 事件, GRUR 2011, 701, 最高裁 2011.5.10
- (47) Diglycidverbindung 事件, GRUR 2012, 45, 最高裁 2011.9.13; Lederer, 「ドイツ特許侵害訴訟の新展開」, AIPPI, 2012, no.8 も参照
- (48) 司法解釈[2009]第 21 号第 6 条
- (49) 最高人民法院 (2011) 民提字 306
- (50) Johnson & Johnston v. R. E. Service, 285 F3d 1046 (Fed. Cir. 2002)
- (51) Sandisk v. Kingston Technology, 695 F.3d 1348 (Fed. Cir. 2012)
- (52) Kirin-Amgen Inc v Hoechst Marion Roussel Ltd [2004] UKHL 46, paragraph 34
- (53) Kirin-Amgen Inc v Hoechst Marion Roussel Ltd [2004] UKHL 46, paragraph 34
- (54) Okklusionsvorrichtung 事件, GRUR 2011, 701, 最高裁 2011.5.10
- (55) 司法解釈[2009]21 号 5 条
- (原稿受領 2016. 10. 18)

書籍紹介



判 型：A5 判
頁 数：221 ページ
定 価：¥3,240 (税込)
ISBN：978-4-8408-1361-7
発売日：2016 年 8 月

ヘルスケア分野における産学連携ガイドブック

著者：川尻達也、平野正夫、前田裕司

薬事日報社

本書は産学連携に関心のある会員に大変参考になる解説書である。

とりわけ、共同研究等の産学連携において問題になりがちな知財の扱いを、法律面だけでなく、実務面において、事例を挙げながら、分かりやすく解説しており、知財の取得、活用、知財に関わる契約に関心のある会員にとって有用な情報源である。

本書は、書名において、ヘルスケア分野に特定しているが、知財に関しては、ヘルスケア分野以外の分野に適用できる内容である。

もし、時間の都合から、知財に関する箇所のみ読む場合は、三人の著者のうち、川尻達也氏の著作箇所を優先的に読むことをお勧めしたい。また、ヘルスケア分野における産学連携に関心のある会員なら、前田裕司氏の著作箇所を読むことをお勧めしたい。既に産学連携に関わっており、さらに産学連携を極めたい会員なら、平野正夫氏の著作箇所の熟読をお勧めしたい。

国立大学法人化以前から産学連携や知財に関わってきた評者から見て、本書が強調している産学連携や契約を成功させる要因の指摘に賛同できる思いである。